

令和8年度

バルブ設備計画設計技術指針予備調査業務

特 別 仕 様 書

関東農政局土地改良技術事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

バルブ設備計画設計技術指針予備調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、バルブ設備計画設計技術指針(平成27年3月改訂)を改訂の要否について事前調査を行うものである。

(一般事項)

第1-3条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は、作業実施の順序、方法等については、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。

(管理技術者)

第1-4条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 機械－機械設計、機械力学・制御、機構ダイナミクス・制御、流体工学又は流体機器
	農業	農業土木 農業農村工学
	機械	機械設計、機械力学・制御、機構ダイナミクス・制御、流体工学又は流体機器
シビルコンサルティングマネージャー	機械	－
	農業土木	－
博士	農学、工学、理学	－

農業土木技術管理士、技術士(農業－農業土木、農業農村工学)、シビルコンサルティングマネージャー(農業土木)及び博士(農学及び理学)については、施設機械設備を含む施設の設計又は基準・指針の検討業務の実務経験を有すること。

(担当技術者)

第1-5条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(技術者情報の登録)

第1-6条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-7条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次のとおりである。

- (1) バルブ設備計画設計技術指針（平成27年3月改訂版）

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は、次のとおりである、

- (1) バルブ設備計画設計技術指針（平成27年3月改訂版）
- (2) 平成11年度 バルブ設備等技術検討業務委託事業 報告書

(参考資料の取扱い)

第2-3条

第2-1条に示す参考図書の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いるものとし、改定された場合は、監督職員と協議するものとする。

第3章 作業内容

(作業項目)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

(作業の留意点)

第3-2条

業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 作業にあたっては、検討した整理結果が、実態と合ったものとする。
- (2) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) アンケート調査の対象業者は、バルブメーカー及びバルブ設備を含む施設機械設備を含む施設の施工実績を有する業者10社程度、設計コンサルタント10社程度を想定しているが、詳細については監督職員と協議するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ回数等)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

	打合せの段階	場 所
初 回	作業着手前の段階	関東農政局土地改良技術事務所
第2回	中間打合せ（アンケート作成段階）	関東農政局土地改良技術事務所
第3回	中間打合せ（アンケート調査とりまとめ段階）	関東農政局土地改良技術事務所
最終回	報告書原稿作成段階	関東農政局土地改良技術事務所

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度、内容について、監督職員と相互に確認するものとする。ただし、別紙3に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物は共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部を提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 2部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り措置を行った成果物の出力は不要である。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

埼玉県川口市南町2-5-3

関東農政局土地改良技術事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第3－2条に示す「作業の留意点」に変更が生じた場合。
- (3) 第4－1条に示す「打合せ回数等」に変更が生じた場合。
- (4) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和8年度 バルブ設備計画設計技術指針予備調査業務
作業項目内訳表

【別紙1】

作 業 項 目	作 業 内 容	実施作 業数量	備考
1. 準備・計画	過年度報告書及び現行指針の内容を確認し、参考資料・関連規格等の改正状況を整理した上で、作業工程、調査範囲及び成果物構成を定めた作業計画書を作成する。	1 式	
2. 現行指針に関する検討			
2-1. アンケート調査の実施	バルブ設備の設計、施工、製作いずれかの実績を有する者を対象に、現行指針の活用状況、記載内容の過不足及び実務上の課題を調査し、結果を整理する。	1 式	バルブメーカー及びバルブ設備を含む施設機械設備を含む施設の施工実績を有する業者10社、設計コンサルタント10社程度を想定。 また、発注者にて地方農政局職員を対象に現行指針のアンケート調査を実施するので、その結果も併せて整理する。
2-2. 新技術に関する事例の整理	平成27年度以降におけるバルブ設備の技術動向及び関連資料を収集し、現行指針へ反映又は補足すべき技術的事項を整理する。	1 式	
2-3. 現行指針の課題の整理	アンケート調査及び技術動向等の整理結果を踏まえ、現行指針の見直しが必要となる事項を整理し、改訂候補箇所、優先度及び今後の検討課題を分類する。	1 式	
3. とりまとめ	各作業項目の成果を点検・整理し、アンケート結果、技術動向、適用事例及び現行指針の課題を報告書として取りまとめ、今後の指針改訂に向けた基礎資料とする。	1 式	

（第 4－1 条関連）

調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額